

2019年11月5日(火)からスタート!

住民票とマイナンバーカードに

きゅう うじ

旧姓(旧氏)が併記できます!

住民票にも旧姓(旧氏)欄が!

ここに旧姓! 入ります!

マイナンバーカードに旧姓(旧氏)が併記されることで、旧姓が各種証明に使えます!

ここに旧姓! 入ります!

カードをお持ちの方は追記欄に旧姓が追記されます(記載例)

旧氏 令和元年11月5日

氏名 番号 [〇〇] 花子

氏名 番号 太郎

住所 〇〇県〇〇市△△町◇丁目〇番地

住所 〇〇県〇〇市△△町◇丁目〇番地

性別 男

性別 女

平成 元年 3月31日生

平成 元年 3月31日生

電子証明書の有効期限

及び心停止した場合は×

月 日 署名

※様式例

旧姓(旧氏)併記はこんなときに役立つ!

こんなときに!

保険・携帯電話の契約や銀行口座が旧姓のまま引き続き使えます!



こんなときに!

就職・転職時など、仕事の場面でも旧姓で本人確認ができます!

